

第 3 4 号議案

東京都台東区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 9 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号）の改正に伴い、公園における運動施設の敷地面積の割合を定めるため提出します。

東京都台東区立公園条例の一部を改正する条例

東京都台東区立公園条例（昭和32年4月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条の4」を「第3条の5」に改める。

第3条の3ただし書中「次条各号」を「第3条の5各号」に改める。

第3条の4各号列記以外の部分中「前条ただし書」を「第3条の3ただし書」に改め、同条第1号中「都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）」を「政令」に、「前条本文」を「第3条の3本文」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「前条本文」を「第3条の3本文」に改め、第2章中同条を第3条の5とし、第3条の3の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第3条の4 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。